

## 経営事項審査改正に伴う再審査について

経営事項審査改正に伴い、下記のとおり再審査を受け付けます。再審査を受審することにより、新基準における経営事項審査結果通知書が発行されます。

### 1 受付期間

再審査の受付期間は、平成20年4月から平成20年7月までとします。受付期間経過後は原則として再審査を受審できません。茨城県の平成21・22年度建設工事入札参加資格を得るためには、新基準による経営事項審査を受審していることが必須条件となりますので、ご注意ください。

### 2 審査方式

再審査は、通常の経営事項審査と同様、経営事項審査会場（茨城県庁11階）に申請書等を持参していただき、対面方式による審査となります。

### 3 再審査の対象者

再審査の受審対象者は、再審査申請時点において審査基準日が1年7ヶ月以内である有効な経営事項審査結果通知書（旧基準）を有する者となります。

再審査は受審が義務づけられているものではありません。希望者のみ申請していただくこととなります。なお、旧基準で発行された経営事項審査結果通知書は、新基準適用後においても建設業法上の有効性を失いません。

### 4 再審査の申し込み

再審査の受付期間内に、経営規模等評価等受付票（再審査用）を茨城県庁監理課宛て郵送してください。

経営規模等評価等受付票は通常用と再審査用の2種類がありますので、間違えないようご注意ください。

### 5 再審査における提出書類等（知事許可業者）

#### (1)提出書類（各1部）

再審査当日に提出していただく書類は以下のとおりです。

経営事項審査再審査申請書（様式25号の11）

工事種別完成工事高（別紙1）

技術職員名簿（別紙2）

その他の審査項目（社会性等）（別紙3）

経営状況分析結果通知書

**経営状況分析は必ず新基準で受け直した結果通知書を持参してください。旧基準では再審査を受けられません。**

#### (2)提示書類

提示書類一覧のとおり。

大臣許可業者の再審査については、申請書類等をお預かりしたうえで、関東地方整備局に郵送します。申請書類等の審査は関東地方整備局が行いますので、提出書類についてのご質問等は関東地方整備局に直接確認してください。

### 6 再審査手数料

再審査手数料は無料になります。

### 7 様式等の配布

経営規模等評価等受付票（再審査用）、経営事項審査提出書類の新様式等については、（社）茨城県建設業協会から購入していただくか、あるいは茨城県土木部監理課建設業担当ホームページからダウンロードすることにより入手できます。

販売先：（社）茨城県建設業協会 本部 Tel029-221-5126

< 提示書類一覧 >

	書類名	摘要
1	経営事項審査結果通知書	基準決算のもの及びその前年度分。ただし、完成工事高に3年平均を用いる場合は、前々年度分も提示する。
2	決算変更届の控	基準決算のもの及びその前年度分。ただし、完成工事高に3年平均を用いる場合は、前々年度分も提示する。 (財務諸表・工事経歴書・直前三年の各事業年度における工事施工金額が漏れなく添付され、土木事務所の受付印があるものに限る)
3	確定申告書の控	基準決算を含む直近2年分。 (決算書・減価償却資産の償却額計算に関する各種明細書が漏れなく添付され、税務署の受付印があるもの)
4	建設業許可通知書及び許可申請書	原本(直近のもの)に限る。申請時の添付資料も提示すること。
5	資格者証等	技術職員名簿記載の技術者のうち、有資格者にあってはそれを証する免状・合格証明書等、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証(写しでも可)。
6	実務経験証明書	技術職員名簿記載の技術者のうち、一定期間の実務経験を有することにより認められた技術者がいる場合。経審受付印のあるものに限る。
7	技術職員名簿	前回の経営事項審査で使用した技術職員名簿。(経審受付印のあるものに限る)
8	監査の受審を証する書類	監査報告書、会計参与報告書、又は経理処理の適正を確認した旨の書類。(該当のある方のみ)

経営規模等評価申請書  
経営規模等評価再審査申立書  
総合評定値請求書

平成 年 月 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。  
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。  
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

地方整備局長  
北海道開発局長  
知事

殿

申請者

印

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード 整理番号
申請年月日	01	平成 年 月 日	-

許可年月日

申請時  
許可番号

大臣  
知事

コード

国土交通大臣  
知事

許可(一般 - )第 号

平成 年 月 日

前回の申請時  
許可番号

大臣  
知事

コード

国土交通大臣  
知事

許可(一般 - )第 号

平成 年 月 日

審査基準日

平成 年 月 日

申請等の区分

05

処理の区分

06

資本金額  
又は出資総額

07

(千円)

法人又は個人の別 (1.法人)  
2.個人

商号又は名称  
のフリガナ

08

商号又は名称

09

代表者又は個人の氏名  
のフリガナ

10

代表者又は  
個人の氏名

11

主たる営業所の所在地  
市区町村コード

12

主たる営業所の所在地

13

郵便番号

14

電話番号

許可を受けている  
建設業

15

(1.一般)  
2.特定

経営規模等評価等  
対象建設業

16

自己資本額 項番 3 5 10 (千円) 13 13 (千円) (1.基準決算) (2.2期平均)

基準決算	<input type="text"/>	(千円)
直前の 審査基準日	<input type="text"/>	(千円)

利益額 (2期平均) 3 5 10 (千円) 13 13 (千円) (1.基準決算) (2.2期平均)  
 利益額 (利払前税引前償却前利益)  
 = 営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度		審査対象事業年度の前審査対象事業年度			
営業利益	<input type="text"/>	(千円)	営業利益	<input type="text"/>	(千円)
減価償却 実施額	<input type="text"/>	(千円)	減価償却 実施額	<input type="text"/>	(千円)

技術職員数 3 5 (人)

登録経営状況  
分析機関番号 3 5

経営状況分析を受けた機関の名称

---

工事種別完成工事高、工事種別元請完成工事高については別紙一による。  
 技術職員名簿については別紙二による。  
 その他の審査項目 (社会性等) については別紙三による。

旧基準の経審の結果通知書の通知日を記入する

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。  
 旧基準の経審の結果通知書の行政庁記入欄の数字を記入する

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	平成 年 月 日
再審査を求めるとる事項	再審査を求めるとる理由
平成20年4月1日施行の改正に係る事項	制度改正のため

連絡先  
 所属等 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_